

給 食 業 務 委 託 業 者 選 定 説 明 書

1. プロポーザル入札事項 社会福祉法人遠州中央福祉会
特別養護老人ホーム 袋井ゆうあいの里給食業務委託

2. 委託場所 静岡県袋井市小山 1410-1 Tel.0538-45-2311

3. 委託内容 食事の提供に対する調理・加工業務等

4. 選定条件

① 事業所別喫食数(令和6年4月～令和7年3月分合計)

I. 特養(定員 80 名)	朝食 26,686 食、昼食 26,981 食、 おやつ 26,137 食、夕食 26,004 食
II. ショート(定員 10 名)	朝食 2,282 食、昼食 3,127 食、 おやつ 3,127 食、夕食 2,391 食

② 年間稼働日数

特養 365 日、ショートステイ 365 日

③ 調理

現地調理の場合は、施設側の作成した献立表により調理する。

セントラルキッチン方式の場合は、請負業者の作成した献立表によるものとするが、施設側と協議を行うものとする。

④ 配膳・下膳

料理は保温ボックスに収めカートにて各ユニットに配達し、下膳については各ユニットまでカートを下げに行くこととする。

5. 選定方法

書類審査、プレゼンテーション、見積り金額等による審査を実施し、総合評価により契約候補者を選定する。

見積り金額は1ヶ月当たりの委託管理費を記載する。(消費税は外税とする)

※食材料費は1日 850円(外税)以内とし、朝食・昼食・おやつ・夕食の材料費の内訳を記載すること。

6. 仕様書内容

別紙、給食業務委託仕様書による

7. 選定スケジュール等

① 質疑書提出

日時 令和7年9月30日(金)まで

提出先 社会福祉法人 遠州中央福祉会 法人本部

※ メールにてお願いします。

メールアドレス info@enchu-fukushikai.co-site.jp

② 回答書交付

日時 令和7年10月8日(水)

方法 メールにて回答します。

③ 見積り書等の提出

令和7年10月21日(水)

※見積り書の作成に関して、現地厨房施設の事前見学は可能です。袋井ゆうあいの里と日程を調整下さい。

④ 見積書の審査

提出いただいた見積書を審査します。

プレゼンテーション参加業者を4社以内で選定します。

プレゼンテーションを依頼する業者には、10月31日(金)までにご連絡します。

⑤ 資料の提出

プレゼンテーションで使用する資料の提出を令和7年11月25日(火)までをお願いします。

⑥ プレゼンテーション

令和7年12月上旬

時間は後日ご連絡いたします。

場所 特別養護老人ホーム豊田ゆうあいの里
地域交流ホール内

⑦ 審査

プレゼンテーション終了後

⑧ 審査結果通知

プレゼンテーション終了後、1週間以内

8. 契約時期 請負業者は、決定後、令和7年12月26日までに本契約を締結する。

9. 提案書等の提出 プレゼンテーション参加を希望する委託業者は、以下の書類を提出しなければならない。

・提案書(提案書類の中の見積書に関して予定価格を超えないこと。(正本1部、副本2部 適当な大きさのファイルに左綴じにし、表紙及び背表紙に「会社名」を記載すること。))

・見積書(見積り書には、1ヶ月分の委託管理料(定額)の見積り金額と食材料費(朝食・昼食・おやつ・夕食の材料費)の内訳を記入すること。(外税))

※提案書類・見積り書類は返却しない。

10. 質問及び回答 この給食業務委託業者選定説明書及び仕様書に関する質問がある場合には、必要事項を記入の上、メールにより提出すること。

11. プロポーザル入札参加の条件等

- ① 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。
- ② これまでに、社会福祉施設・医療機関等の高齢者向け給食調理業務の受託実績を2年以上有する者
- ③ 過去1年間に給食調理業務委託契約を途中で解約していないこと。
- ④ 過去5年以内に食中毒等による営業停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 万が一の事故による法律上の損害賠償責任を履行するため、総合賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑥ 急に業務履行が不可能となった場合の代行方法を確保できること。
- ⑦ 業務の履行が継続できなくなった場合に備え、当該業務の履行可能な事業者をあらかじめ定められること。
- ⑧ 法人またはその代表者が、国税又は地方税を滞納していないこと。
- ⑨ 民間企業等において継続して5年以上の給食業務の受託実績があること。
- ⑩ 暴力団関係者でないこと。
- ⑪ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は含む。
- ⑫ 入札参加にあたっては、上記条件すべてを満たすことが必須であり、決定後に不備や虚偽が発覚した場合、決定を取り消すこととする。

12. その他

- ① プレゼンテーション開始定刻までに出席しない場合は、棄権とみなします。
- ② 本件の参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- ③ 委託決定にあたっては、見積もり書に記載された金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額をもって委託価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税の額に係る課税対象者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。
- ④ 都合により入札(プレゼンテーション)を辞退する場合は、事前に辞退届を提出すること。(ファックス可)
- ⑤ 提出書類の他、追加資料を求められた場合には速やかに提出すること。